

LPガス災害対策マニュアル

このマニュアルは、一般社団法人山口県LPガス協会（以下「協会」という。）の制定した「山口県LPガス災害対策要綱」に基づく災害対策等を実効あるものとするため、主に県内のLPガス販売事業者（以下「会員」という。）の行う災害対策としての日常業務、災害発生後の緊急対応・応急点検及び復旧措置等について定めたものである。

1 災害対策としての日常業務

災害に対して的確な対応を行うためには、日常の事業活動の中で以下のことがらの励行が望まれる。

- (1) 災害発生の緊急事態に備え、従業員の非常招集方法等について予め定めておくこと。
- (2) 顧客リストや配管図面等についての整備は当然のこと、保管体制の周知徹底を図りどのような状況においても速やかに活用できるよう心掛けること。また、緊急時において優先的に対応や供給等を行うべき施設を予め挙げておくこと。
- (3) 保安業務用機器、非常用電源、ラジオ、携帯電話等情報収集機器を整備すること。
- (4) 通常時から一般消費者等に、災害発生時等取るべき対応についての啓発を図っておくこと。

（事例）

- ア 使用中の火は消して、器具栓・元栓を閉止すること。
 - イ ガス漏れ等の異常に気づいた時は、容器バルブを閉めて販売店へ連絡すること。
 - ウ マイコンメータの復帰方法について周知すること。
- (5) 非常用の資機材（単段式調整器、ガス検知器、工具類等）、非常食、飲料水、車両用燃料、非常時の発電措置について日常から確保しておくこと。

2 災害に有効な設備対策

災害に有効な設備対策として、次のことがらが考えられるので、日頃からその普及には積極的に取り組むこと。

- (1) S型マイコンメータ等の設置
- (2) ガス放出防止器、容器プロテクター等の設置
- (3) 業務用設備に対する対震自動ガス遮断装置の設置
- (4) 鎖の二重掛け等による容器転倒防止対策の徹底強化

- (5) 燃焼器用ホースの使用
- (6) 可能な限り露出配管での施工
- (7) 可とう性・耐食性に優れた配管材料の選定と施工
- (8) 保安業務用機器及び携帯電話等情報収集に必要な機器の電源の確保
- (9) その他有効な設備対策

3 災害発生後の事業の対応

災害発生後はまず自分の身の安全を確保し、次に事業継続のために次のことを行う。

- (1) 従業員とその家族の安否の確認（本人確認ができるまで追跡すること。）
- (2) 事業所内の被害状況の確認
- (3) 供給先の被害状況の確認
- (4) 事業継続計画（BCP）の確認

4 緊急対応

緊急対応は、「被害状況の確認」と「二次災害の発生防止」であり、そのために次の事項について実施する。

(1) 被害状況の確認

次の要領により、LPガス設備の被害状況を確認する。

ア 確認順位

確認は、LPガス貯蔵量が大である施設を優先することを原則として、次の施設順位とする。

- ① 学校・病院等を含む公共施設
- ② 業務用施設
- ③ 集合住宅
- ④ 一般住宅
- ⑤ その他

イ 確認方法

確認は、容器バルブの閉栓及び容器の撤去等二次災害防止の措置の要否を見極めることを目的とし、以下の目視点検を行う。

- ① 建物の倒壊、浸水、火災発生の有無又はその発生のおそれの有無
- ② 容器の転倒・配管の折損等によるガス漏れの有無

(2) 二次災害防止のための措置

ア 容器バルブの閉栓又は容器撤去

確認の結果、二次災害のおそれがある施設に対しては、容器バルブの閉栓又は容器の撤去を行う。

イ 広報活動

震度6弱以上の地震が発生した地域又はL P ガス設備が冠水した施設では、上記の目視点検で異常が認められなくても、さらに次章の応急点検で定める安全確認によりL P ガス設備に異常がないと確認されるまでは、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。(使用禁止の周知用チラシ：別紙1)

5 応急点検

被害状況の把握と、二次災害防止のための緊急対応がなされた後は、可能な限り速やかな供給開始が望まれるが、供給開始に先立つ応急点検は不可欠の作業である。

ただし、これは通常の調査点検とは異なり、短期間で多数のL P ガス設備に対して実施する必要があり、また、ガスの使用再開を図ることが目的であるので、効率を高めるために、次の要領によることとする。

(1) 応急点検の対象施設

前章の緊急対応で定める目視点検を行った結果、さらに応急点検を行う必要があると認められた設備並びに震度6弱以上の地域及びL P ガス設備が冠水した地域のL P ガス設備すべてについて、応急点検の実施対象とする。

(2) 応急点検の順位

応急点検は供給停止の及ぼす影響の大小を勘案し、原則として、次の順位で実施することとする。

- ① 学校・病院等を含む公共施設
- ② 集合住宅
- ③ 一般住宅
- ④ 業務用施設
- ⑤ その他

(3) 応急点検事項

応急点検は原則として、次の要領で実施することとする。

① 漏えい検査の実施

ガス漏れ検知器・漏えい検知液・自記圧力計又はマノメータでもって漏えい検査を実施する。（マイコンメータ出口からガス栓までの配管については、マイコンメータの復帰安全確認機能のチェックで漏えい検査の代替とする。）

② 給・排気筒の目視検査の実施

屋内設置の燃焼器に給・排気筒がある場合は、給・排気筒の外れなどがないか目視で確認する。

③ 燃焼テストの実施

漏えい等の異常が認められない場合は、燃焼器について燃焼テストを行う。

(注) 1) 冠水した調整器、マイコンメーター等は必ず交換すること。

2) 応急点検等の結果は、**安全点検票（別表）**に必ず記録すること。

(4) 周知

応急点検の結果について消費者に説明するとともに、新たに異常が発生した時や漏えい等の異常が認められた場合にとるべき措置について、周知書面（別紙2）により周知徹底を図る。

(5) 不在宅への措置

消費者が不在のため応急点検ができない場合は、容器バルブ又は中間ガス栓を閉止し不在票（別紙3）を置くものとする。

6 復旧措置

緊急対応又は応急点検を行った後、本格的な点検・調査や設備工事を要する場合には原則として、供給契約を締結しているLPガス販売事業者が行うこととする。

7 災害に備えた地域応援体制の整備や情報収集・発信体制の整備

(1) 市町別LPガス消費者世帯数の把握

協会は、LPガス設備の応急対策や復旧対策に資するため、毎年、市町別消費者世帯数の把握を行う。

(2) 広報の在り方

① マスコミへのアピール

協会は、県内の放送局や一般紙に対し、LPガス供給の実態及び災害時の復旧対策等について平時から周知を図り、災害時の即報体制を備える。

② 一般消費者への広報

協会は、二次災害防止のための初期措置、LP ガス設備使用再開にあたっての注意事項等について、一般消費者に対して会員又は必要に応じてマスメディアを活用して行う。

(3) 災害時における応急生活物資の供給体制の整備

協会は、山口県と締結した「災害時における応急生活物資の供給に関する協定書」に基づき、災害時における応急生活物資の供給体制を整備する。

(災害時における応急生活物資の供給取扱規程)

○被災者支援の主体 LP ガスによる「炊き出し」及び「仮設風呂」の提供

○応急生活物資

LP ガス：原則として協会員が一般消費者等へ日常的に供給している流通容器（20kg、50kg 容器等）により供給

燃焼器具：2口コンロ、炊き出しセット、仮設風呂等

(4) 山口県地域防災計画に基づく対応

協会は、山口県地域防災計画において定められた関係民間団体として、山口県と締結した協定書に基づき対応する。

(5) 救援隊の派遣等

協会は、専門的知識を有する「液化石油ガス設備士」を支部毎に登録し、被災現場から要請があった場合に出動する体制を整備する。

① 救援隊員の登録等

支部毎に登録する救援隊員の人数は、支部会員のおよそ20%とすること。

② 救援隊の派遣等

協会は登録された救援隊を管理し、災害が発生した地域における支部又は販売事業者から救援要請があった場合はすみやかに派遣する。

(6) 避難所等の情報の確認等

① 市町との連携

支部は災害時に備えて、市町が設置する避難所や医療機関等の情報の確認を行い災害発生時のLP ガスの供給方法、供給設備や消費設備の設置場所、設置方法、設置費用等を市町と協議を行っておくものとする。

(市町と各支部長間の協定：災害時における応急生活物資の供給に関する協定書を参照すること。)

② 防災訓練の実施

支部毎に定期的に防災訓練を行い、市町との連携状況等を確認する。

(7) 災害時緊急車両の登録等

① 緊急車両の登録等

災害発生時の応急生活物資の搬送や緊急点検等のための車両がスムーズに通行できるよう必要な措置を講じておくものとする。

② 手続きの遂行

最寄りの警察署に緊急通行車両等事前届出書を提出し、事前届出済証の交付を受けておくものとする。

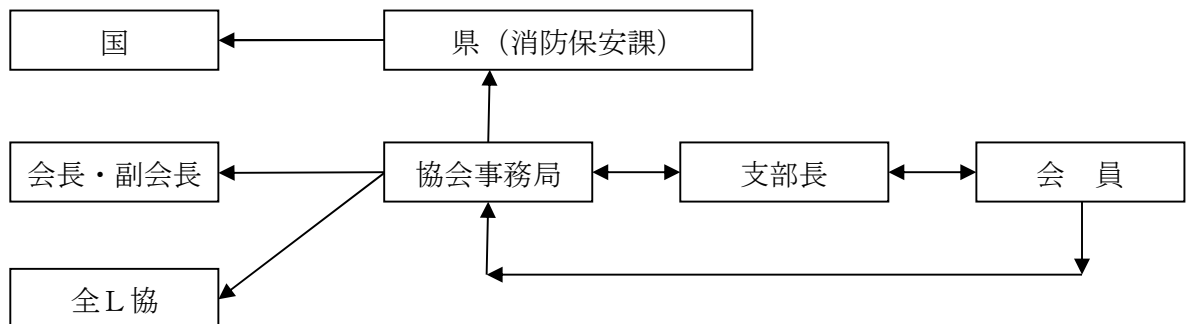
(8) 定期的な防災訓練の実施

定期的な防災訓練は、年1回以上、支部又は地区ごとに行う。

8 被害状況の報告

(1) 災害情報等の収集・伝達体制

災害情報等の収集伝達は次の体制で行うものとする。



(2) 会員の報告

会員は、山口県内で震度5弱以上の地震・風水害等が発生した場合の被害状況・復旧状況を「LPガス被害状況報告書〈会員→支部長〉」（様式1）で支部長へ報告する。

また、前回報告から被害状況や復旧状況に変化があった時には、適時報告を行うものとする。

(3) 支部長の報告

支部長は、会員からの被害状況・復旧状況を速やかに取りまとめて、「LPガス被害状況報告書〈支部長→協会〉」（様式2）で協会へ報告する。

(4) 協会の報告

- ① 協会は、県内で震度5弱以上の地震・風水害等が発生し、被害が甚大なため詳細な被害状況の把握が困難な場合には、支部と連絡がとれたか否か、情報収集活動ができていないか否か、被害があるかないか、といった抽象的な情報の収集を早急に行うものとする。

また、被害状況を取りまとめ、「LPガス被害状況〈緊急〉報告書」（様式3）で全国LPガス協会に報告する。

- ② 協会は、支部長からの被害状況・復旧状況の報告を速やかに取りまとめ、「全国LPガス協会への報告基準」に基づき、「LPガス被害状況報告書」（様式4）により全国LPガス協会に報告する。また、中国ブロック各県協会及び関係団体に対し、必要に応じ報告する。

(全国LPガス協会への報告基準)

報告を要するのは、次のいずれかの場合とする。

- 1 自然災害（地震、水害、台風、噴火等）によるLPガスに関する被害が判明した場合（被害が発生すれば、災害規模によらず報告）
- 2 震度5強以上の地震が発生した場合又は全国LPガス協会から要請があった場合（被害の有無にかかわらず報告）

- ③ 災害によりLPガスの供給に支障が生じ、石油備蓄法第33条第1項に定める経済産業大臣の勧告が出された場合、協会は、特定石油ガス輸入業者や中核充てん所等と情報を共有し、必要な報告を行うこととする。

9 大規模災害時における相互応援

大規模な災害が発生し緊急対応・応急点検を実施する消費者が多い場合又は会員自らが被災した場合は、地域のLPガス販売事業者、卸売事業者、保安機関等が協力して、協会が行うローラー作戦等に参画し、より効率的な緊急対応・応急点検を実施する。

別途、災害時の相互応援の取り決めとして、「災害時相互応援ルール」を定める。

10 LPガス販売事業者の自主防災対策の推進

災害発生時の状況に応じた自主防災基準を策定し、LPガス関連設備からの二次災害の防止に努めるものとする。

(自主防災基準：LPガス販売事業者の自主防災基準（例示）を参照すること。)

付 則

- 1 この災害対策マニュアルは、山口県LPガス災害対策要綱の見直し・改訂を通じて制定されたものであり、平成26年7月29日から施行する。
- 2 従来の「災害対応マニュアル」（平成18年6月9日制定）及び「LPガス施設等被害情報収集要領」（平成16年9月6日制定）は、この災害対策マニュアルの施行日をもって廃止する。
- 3 この災害対策マニュアルは、令和3年 3月17日から施行する。

別 表

安 全 点 検 票

点検日	月 日	班	
		点検者	
地図コード		住 所	
施設の区分	戸建・集合・公共・業務用	販売店名等	
消費者名		(不明の場合は容器記載の名称)	
施設の状況	1 全壊 2 半壊 3 一部破損 4 被害なし		
調査の状況	1 調査不能 2 不在で調査不能		

供給設備の点検	点 検 項 目		判定	点 検 項 目		判定
	供給設備の点検	容 器			ガスメータ	
容器バルブ			メータガス栓			
高低圧ホース			供給管の漏洩			
集合装置						
調整器						
容器の転倒転落防止措置						
消費設備の調査	配管の漏洩			中間ガス栓		
	未使用ガス栓					
	器具名 / 項目	漏 れ		燃焼状態	排気筒等	判定
	こんろ					
	湯沸器					
	給湯器					
	風呂釜					
周知の内容	1 適	使用を許可した。				
	2 否	使用禁止の措置した。 (改善項目)				

- 注1 判定：適であれば○ 不適であれば× 非該当項目は斜線を記入する。
- 2 使用禁止の措置をした場合、消費者に「設備改善のお願い」を必ず手交すること。
- 3 業務用施設等で燃焼機器の数が多い場合は、空欄に「適○台、否○台」と記入すること。

ガス使用禁止のお願い

LPガス販売所の名称:

所在地:

連絡先の電話番号:

今回の災害に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

お客様にお願いします。

水につかったり、土砂に埋まったLPガス設備や器具等をお使いになる前には必ず上記のLPガス販売店に連絡いただき、点検を受けてからお使いいただきますようお願いいたします。

点検を受けずに使用しますと、ガス漏れ等による爆発事故、火災、CO中毒事故等の事故が発生するおそれがあります。

年 月 日

設備改善のお願い

LPガス販売所の名称:

所在地:

連絡先の電話番号:

今回の災害に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

お客様のLPガス設備を安全点検した結果、この災害によって設備の異常がありましたので、供給を受けている上記のLPガス販売店に連絡し、必ず設備改善をした後にご使用ください。

改善されずに使用しますと、ガス漏れ等による爆発事故、火災、CO中毒等の事故が発生するおそれがあります。

年 月 日

お客様へのお願い

(不在者宅)

LPガス販売所の名称:

所在地:

連絡先の電話番号:

今回の災害に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

この災害でお客様のLPガス設備の被害状況を確認するため、安全点検に伺いましたが、お留守でございました。

お帰りになられましたら、必ず上記のLPガス販売店にご連絡いただき、安全点検を受けてからLPガスをご使用ください。

安全点検を受けずに使用しますと、ガス漏れ等による爆発事故、火災、CO中毒等の事故が発生するおそれがあります。

年 月 日

会員⇒支部長

山口県LPガス協会 _____ 支部長 様

様式1

報告事業所名称 (支店等名含む)	担当者氏名
	電話番号

LPガス被害状況報告書 (第 1・2・3・4・5 報)

年 月 日 時 分現在

報告書記入にあつての注意事項

- 1 自然災害(地震、水害、台風、噴火等)によるLPガスに関する被害が発生した場合、または、震度5弱以上の地震が発生した場合には被害がなくてもご提出ください。また、第1報は被害情報の全てが把握できていなくても、判明している限りで出来る限り速やかにお願いします。
- 2 FAX・メールが使用不能の場合、電話で報告をお願いします。
- 3 第1報後、新たに被害が判明した場合、または前回の報告から数字が変更になった場合は出来る限り速やかに報告をお願いします。(同一用紙を使用可・この場合、第2報は1及び2を○で囲むこととなり、変更した数字を修正してください。)

1. 自社の被害(被害の有無に○をつけてください。有りの場合は概要を記載)

項目	被害の有無	詳細
A 事業主・従業員の安否	無事・有事	(被害の人数や程度)
B 事務所の被害	無・有	(被害の程度)
C 容器置場・充填所	無・有	(被害の程度)
D スタンド	該当なし 無・有	(被害の程度)
E 車両	無・有	(被害の台数や程度)
F バルクローリー	該当なし 無・有	(被害の台数や程度)

2. 消費先の被害

下記のE、F以外は概数でかまいません。

A	災害前のLPガス供給世帯数(概数記載可)	戸
B	家屋倒壊や、避難等により供給復旧が見込めない世帯数(概数記載可)	戸
C	立入禁止等の理由により、被害状況の確認が出来ない世帯数(概数記載可)	戸
D	B及びCを除いた世帯数 【D=A-(B+C)】	戸
Dの内 被害状況と未復旧数	E ガス漏れ、漏えい爆発、漏えい火災のあった件数	戸
	F Eのうち、未復旧件数	戸
	G Eに該当しないが、メーターや調整器の交換及び工事等が必要な件数(概数記載可)	戸
	H Gのうち、未復旧件数	戸

未確認世帯数【C】および未復旧件数【F】及び【H】がゼロになるまで、報告をお願いします。

Eは容器の流出によるものはガス漏れに含みません。

I:【E ガス漏れ・爆発・火災の被害の詳細】 ※ 発生場所(市区町村名)、発生日時は必ず記入

3. 容器の流出(判明している限りで構いません)

A:消費先軒先からの流出・埋没本数	本	B:うち、累積回収本数	本
C:その他(充填所・貯蔵施設・容器置場等)からの流出・埋没本数	本	D:うち、累積回収本数	本

_____年____月____日
_____時____分現在

(一社) 山口県LPガス協会 御中
FAX083-923-8366
E-mail : yamalpgasu@mx52.tiki.ne.jp

支部名_____支部
報告者氏名_____
電話番号_____

LPガス被害状況報告書 (第____報)

1. 支部内会員事業所報告状況

- (1) 支部内会員事業所数 _____事業所
(2) 報告のあった事業所数 _____事業所

2. 被害の状況

別添「LPガス被害状況報告書(会員→支部長)」のとおり

送信枚数_____枚(本状を除く)

3. 支部からの要請、連絡事項等

LPガス被害状況〈緊急〉報告書

(第 報)

_____年_____月_____日
 _____時_____分現在

(一社)全国LPガス協会 宛

協会名 (一社)山口県LPガス協会

担当者名: _____

1 災害の種類
 地震、風水害、その他()

2 被災地域の支部との連絡及び被災確認状況

被災地域の支部名	連絡が取れたかの有無	連絡が取れた場合	
		その時点において被災状況が分かるかの有無	分かった範囲の被災状況
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	

注1)被災支部数が上表より多い場合は、行を追加して記入ください。
 注2)第2報以降の連絡については、最新(前回までの連絡数を含んだトータル)の件数を記入ください。
 注3)詳細は別添の「LPガス被災状況報告書」による。

復旧未完了が残っている場合は、数字に変更がなくても毎日報告をお願いします。 <input type="checkbox"/> 変更なし					
(一社) 全国LPガス協会 災害対策中央本部 宛					
メール: hoan@japanlpg.or.jp			FAX: 03-3593-3700		
協会名					
担当者名					
L P ガ ス 被 害 状 況 報 告 書 (第 報) (年 月 日現在)					
1. 事業所、充填所、スタンドの人的・物的被害状況					
①人的被害状況		死亡者(名)	負傷者(名)	②物的被害状況	
事業主				事務所	
従業員				容器置場・充填所	
合計		0	0	スタンド	
			車両		
			バルクローリー		
			合計		
0					
2. 被害状況及びガス漏れの復旧状況					
被災地 市区町村名	被災地に お客様が ある販売 事業所数 (所)	被災地の 被災前の お客様件数 (件)	【事業者報告書のE】 ガス漏れ 火災・爆発 いずれか被害の あった件数 (件)	【事業者報告書のF】 被害のあった 件数のうち 未復旧件数 (件)	
合計	0	0	0	0	
注1: 被災した市区町村数が上表の枠を超えた場合は、行を追加してご記入ください。					
注2: 第2報以降の報告については、最新の件数に置き換えてご記入ください。					
注3: 被害報告は被害がないことが明らかな市町村の記入は不要です(局地災害の場合)。					
3. 流出(埋没含む)容器回収状況(把握できる限りで構いません)					
消費先軒先からの流出・埋没本数			流出本数(本)	うち、回収本数(本)	
その他(充填所・貯蔵施設・容器置場等)からの流出本数					
合計			0	0	
4. 全L協(災害対策中央本部)への要請、連絡事項等					
人 員					
物 資					
要請等					

LPガス販売事業者の自主防災基準（例示）について（1/2）

状況	行 動 基 準	行 動 内 容
平常時の事前対策	1 販売事業所内の連絡体制の整備	<p>◆ 緊急連絡体制の確保及び行動原則の確立</p> <p>(1) 指揮命令系統の責任者及び情報収集連絡の担当専任者の選任</p> <p>(2) 就業時間内及び夜間、休日等就業時間外の体制整備</p> <p>(3) 従業員の行動原則として、次の事項を定めること。</p> <p>① 連絡先 ② 出社場所</p> <p>③ 緊急対応・応急点検施設リスト及び分担 ④ ガス漏れ時の対応</p> <p>⑤ 必要な資機材の確認</p>
	2 巡回表の整備	<p>◆ 緊急時に優先して点検を行う施設順位等についてリストアップ化を図り、効率的な巡回点検が行われるように、緊急時に優先して点検を行う消費先をリストアップした巡回表を作成すること。</p> <p>(施設順位)</p> <p>① 学校・病院等を含む公共施設 ④ 一般住宅</p> <p>② 業務用施設 ⑤ その他</p> <p>③ 集合住宅</p>
	3 緊急対応要領の整備	<p>◆ 大規模な災害によりLPガス設備に被害があった場合、二次災害の防止を図るために、緊急対応に関する要領を作成すること。</p> <p>この緊急対応はおおむね48時間程度の活動であり、次の事項について実施すること。</p> <p>(1) 容器バルブの閉栓又は転倒容器の回復</p> <p>(2) 安全場所への容器移動（容器の撤去）等</p>
	4 応急点検要領の整備	<p>◆ 応急点検はLPガス設備を復帰する前に実施するもので、応急点検要領を作成し、次の事項について行うこと。</p> <p>(1) 供給設備の目視点検</p> <p>(2) 漏えい検査の実施（ガス漏れ検知器・漏えい検知液・自記圧力計によるもの）</p> <p>(3) 給・排気筒の目視点検</p> <p>(4) 燃焼テストの実施</p> <p>○ 上記の応急点検の方法及びとるべき措置等については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「在宅」の消費者であることを前提に実施すること。</p> <p>(2) 応急点検の実施は、上記3の緊急対応実施後おおむね2週間程度を原則とすること。</p> <p>(3) 大規模災害時のローラー作戦として応急点検を行う場合は、<u>県LPガス協会と連携して実施されることが望ましいこと。</u></p> <p>(4) 応急点検は、液化石油ガス設備士等の専門知識を有する者が実施すること。</p> <p>(5) 応急点検後には、調査済みステッカー、「使用不可能」等の表示及び一般消費者等への注意事項の表示等を行うこと。</p>
	5 復旧措置要領の整備	<p>◆ LPガス販売事業者においては、応急点検の実施後、本格的な点検・調査を実施される際には、次の実施要領に基づいて行うこと。</p> <p>(1) 応急点検により「使用不可能」と判定されたLPガス設備の復旧措置は、<u>原則、LPガスの供給契約をしているLPガス販売事業者が実施すること。</u></p> <p>(2) 津波、水害等により冠水した調整器、マイコンメータ、給湯器等は必ず交換すること。</p> <p>(3) 地盤沈下等で被害のあった地域のLPガス設備は、埋設部分の確認を行い設備の更新を図ること。</p> <p>(4) <u>LPガス販売事業者自らが被災し復旧措置が行えない場合は、系列卸売事業者、LPガス協会災害対策本部等と協議の上、早急にLPガス設備の復旧措置を講じること。</u></p>
	6 応急復旧用資機材の整備	<p>◆ LPガス設備の応急点検・復旧措置に必要な応急復旧資機材（ガス検知器、漏えい検知液、漏えい試験用具、貼付用ステッカー、工具類等）を整備すること。また、資機材は、LPガス販売事業者の規模に応じて必要な個数を保有すること。</p>
	7 容器回収用資機材の整備	<p>◆ LPガス販売事業者及び容器配送事業者は、LPガス容器の回収（引き上げ）に必要なジャッキ、チェーンソ又はパール等の資機材を整備すること。</p>
	8 消費者リスト、住宅地図、配管図等の整備	<p>◆ 一般消費者等の消費者リスト、住宅地図（容器置場や貯蔵設備を明示されたもの）、LPガス設備の配管図面を整備し、安全な複数の場所に保管しておくこと。</p>

LPガス販売事業者の自主防災基準（例示）について（2/2）

状況	行動基準	行動内容
	<p>9 防災・災害に関する教育・訓練 用 資材の整備</p>	<p>◆ LPガス販売事業者は、従業員等の関係者に対して、防災・災害に関する教育・訓練を実施し、防災意識を高めるとともに、災害時の対応に関する基礎知識及び実践的知識の習得に努め、迅速かつ適切な応急活動の実施を図ること。そのために必要な教育・訓練用の資材を整備しておくこと。</p>
<p>災害発生時の対応</p>	<p>自らで安全確認を図りつつ、初期対応に努めること。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>事業所内のLPガス関係施設の点検</p>	<p>◆ 大規模災害が発生した場合、自社の緊急時措置基準や行動基準に従って、必要な対応をとること。例えば、次の措置をとること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火気の始末、ガスの元栓及び容器バルブを確実に閉止すること。 ・従業員は必要に応じて安全な場所に待機しておくこと。 ・事業所内に災害対策本部を設置すること等 <p>◆ 当該災害の規模や被害状況等について、必要に応じて緊急時被害状況評価書により総合評価し、以後の災害対応に資すること。（B評価：事業所内の災害対策本部設置準備）</p>
<p>災害直後の対応</p>	<p style="text-align: center;">↓</p> <p>LPガス協会支部との連絡</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>一般消費者等へのLPガス設備の「緊急対応」の実施</p>	<p>◆ 一般消費者等の緊急時巡回表や緊急対応地域について確認を行うこと。</p> <p>◆ 緊急対応の応援体制について連絡調整を行うこと。</p> <p>◆ 安全確保を優先しつつ自社の被害情報等について、可能な限り早期にLPガス協会支部へ報告すること。</p>
	<p style="text-align: center;">↓</p>	<p>◆ 緊急対応要領に基づく緊急対応の実施 大規模な災害が発生した地域に対して、災害後おおむね48時間程度の活動として、被害状況の確認と併せて、二次災害の防止のための緊急対応を行うこと。</p> <p>◆ 緊急対応の結果、LPガス設備に被害があった場合には「使用不可能」の表示を行うこと。</p> <p>◆ 協会支部へ緊急対応の結果（被害状況を含む。）について報告を行うこと。</p>
<p>災害後の対応</p>	<p>LPガス協会支部との連絡</p> <p>「応急点検」の実施</p>	<p>◆ 市町等からの要請により、避難所、共同給食センター等に対して、臨時的なLPガス供給設備の設置</p> <p>◆ 地域の安全性が確認された後に、<u>応急点検要領に基づく在宅消費者の応急点検（復帰）の実施</u></p>
<p>復旧への対応</p>	<p style="text-align: center;">↓</p> <p>復旧体制への移行</p>	<p>◆ 復旧対策としての災害後の本格的な点検調査の実施は、LPガス販売事業者が復旧措置要領に基づき対応していくこと。</p> <p>◆ 追加的な被害情報や復旧状況等について、適宜支部等へ報告を行うこと。</p>